

# 成績評価基準

学校法人国際ビジネス学院  
学校法人国際ビジネス学院金沢

「国際ビジネス学院」並びに「国際ビジネス学院金沢」 教務細則 抜粋

## 1. 細則の範囲

第1条 この細則は学校法人国際ビジネス学院が設置する学校（国際ペット専門学校金沢・国際ペット専門学校福井、国際看護専門学校、金沢医療事務専門学校、国際調理専門学校）並びに学校法人国際ビジネス学院金沢が設置する学校（専門学校金沢美専、国際ホテル＆ブライダル専門学校、スーパースイーツ製菓専門学校）の学則等に基づき教務に関する事項の細則を定める。

## 4. 評価に関する事項

第8条 学業成績評価は、絶対評価とする。

2 学生が身につけるべき知識・能力・態度の3観点で到達目標を定め、その目標の達成基準で評価する。

第9条 評価の方針を次のように定める。

### (1) 評価の観点に関して

- ① 講義科目では、基礎知識とそれらを有効に活用できる能力等を評価する。
- ② 実習科目では、基礎技能、コミュニケーション能力、積極性、創造力等を評価する。
- ③ 企業内での実習科目では、基礎技能、コミュニケーション能力、積極性、創造力に加え、社会人マナー、職業倫理等を評価する。

### (2) 評価基準、評価方法に関して

- ① 到達目標や達成基準に基づき総合的・多面的に評価する。
- ② 評価基準や評価方法に関しては、定期的に見直しを行いシラバスに記載する。

## 5. 学業成績に関する事項

第10条 学業成績評価を、学則に定める「成績評価」に基づき次のように定める。

- (1) 学業成績の評価は、原則として試験の成績、学修状況に関する評価を総合的に勘案して決定する。
- (2) 各科目の成績は、前期・後期評価を考慮して学年末に総合的に評価する。  
ただし、前期または後期のみの科目は、その学期の評価による。
- (3) 授業では、学修ノート、小テスト、レポート等により学修状況が適切に評価できる成果物による日々の評価に努めること。
- (4) 成績評価は、シラバスに示すそれぞれの評価項目（試験の成績、レポート、・・・）の比率で按分し100点法によって行い、次の基準によりA～Eの5段階評定する。  
ただし、A～Dは合格、Eは判定不能で不合格とする。

評定	点数の範囲	合否
A	80点以上100点	合格
B	60点以上80点未満	
C	40点以上60点未満	
D	40点未満	
E	判定不能	不合格

(5) 学年末において、合格した科目の履修習得を認定する。

第11条 成績評価の際、各学科での順位も算出する。

2 順位は前期・後期ごとに行い、第10条(4)の点数の平均点を比較して、各学科での上位、下位4分の1に位置づく者を決定する。

3 各学科で下位4分の1に位置づく者には、その旨を「警告」する。

# 学業成績処理に関する要領

学校法人国際ビジネス学院  
学校法人国際ビジネス学院金沢

## 1. 成績処理の具体的な手順について

国際ビジネス学院教務細則「5. 学業成績に関する事項 第10条」の学業成績処理に基づき、具体的な成績を処理しその学科における成績一覧及び科目平均による分布の算出する手順を本学院として統一し、厳正で公正な成績の処理を行います。

## 2. 成績一覧表作成の流れ

- (1) 成績一覧表の形式は以下の通りとし、表計算ソフト等を用いて作成する。
  - ・得点合計とは、学生の全ての科目の得点合計とする。
  - ・平均点とは、学生の得点合計を開設科目数で除算したもので、切り捨てで整数とする。
  - ・順位とは、平均点でソート(並び替え)を行って、その最大のものを1位とする。

教科名 氏名	教 1	教 2		得点合 計	平均点	順位	評定
〇〇〇							
□□□							

- (2) 成績一覧表に学生氏名、各科目名を入力し、成績得点を入力する。
- (3) 個々の学生の全ての科目を合計し得点合計欄の得点とする。
- (4) 得点合計を開設科目数で除算したものを平均点とし、切り捨てで整数とする。
- (5) 表計算ソフトのソート機能を用いて、順位を算出する。

## 3. 成績分布の求め方

- (1) 平均点を10得点キザミとして、表計算ソフトの機能を活用してヒストグラムを作成する。
- (2) さらに、下記の様式で成績分布表を作成する。

学科名	●● 学科		学年	1	学生数	40		
成績 分布 表	成績の分布状況							
	指標の数値	~50点	51 ~60点	61 ~70点	71 ~80点	81 ~90点	91 ~99点	100点
	人数	0	4	15	11	7	2	1
	下位1/4に該当する人数			10人				
	下位1/4に該当する指標の数 数			67点以下				

- (3) 教務細則11条第2項に該当する者に「警告」する。